

三宅町農作業機械修繕支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、農作業機械の修繕または改修を行う農業者または農業団体(以下「農業者等」という。)に対し、予算の範囲内において三宅町農作業機械修繕支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象事業 劣化または摩耗により修理が必要な農作業機械の修繕および点検整備作業の効率化、省力化を目的とした農作業機械の改修
- (2) 対象機械 田植え機、穀類乾燥機、トラクター、コンバイン、野菜苗移植機、野菜収穫機、スピードスプレーヤ、深耕ロータリー、稲藁収集機、スライドモア、フレールモア、ハンマーナイフ、その他農作業機械

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる農業者等は、次の各号すべてに該当する者とする。ただし、補助金の申請は1農業者等につき同一年度1回限りとする。

- (1) 販売を目的に三宅町内で50アール以上(自己所有または中間管理機構を通じた利用権設定)耕作している者
- (2) 地域計画の目標地図に位置づけられている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、対象事業に要する経費が10万円以上のものとする。

- 2 前項に規定する経費において、農作業機械修繕と改修費用を合算することはできないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三宅町農作業機械修繕支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した時は、内容を審査し、その結果を三宅町農作業機械修繕支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更）

第8条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとする時は、速やかに三宅町農作業機械修繕支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に必要書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

（補助金の交付請求）

第9条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた時は、三宅町農作業機械修繕支援事業補助金請求書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した時は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに三宅町農作業機械修繕支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する時は、交付した補助金の全部又は一部の返還を三宅町農作業機械修繕支援事業補助金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（1）虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けた時。

（2）前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた時。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から適用する。